（農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十二条　農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

第八条　削除

附則第十四条中「及び第八条」を削る。

（港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第四十三条　港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第九項を削る。

（国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十四条　国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第四十五条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出しを「（一般会計から食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入れの特例）」に改め、同条第一項中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に、「漁船普通保険勘定」を「漁船再保険勘定」に改め、「及び次条」を削り、「第百七十二条第二項」を「第百二十四条第五項」に改め、「次条において同じ。」を削り、「第百七十七条第一項及び第二項」を「第百二十九条第四項及び第五項」に改め、同条第二項中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定」を「食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定」に、「第百七十八条第一項」を「第百三十四条第一項」に改める。

第三十五条　削除

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正）

第四十六条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条中「第二百一条第四項」を「附則第二百五十九条の三第五項」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十七条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第百八条のうち、特別会計に関する法律第百十一条第七項第二号イの改正規定中「第百十一条第七項第二号イ」を「第百十一条第六項第二号イ」に改め、同法第百二十条第二項の改正規定中「第七号を第八号とし、第六号」を「第六号を第七号とし、第五号」に改め、同項第七号を同項第六号とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

自衛隊法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年十一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十七号

自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の三第一項中「の安全」を「において予想される危険及びこれを避けるための方策」に、「これが確保されている」を「当該輸送を安全に実施することができる」に、「又は身体の保護を要する外国人」を「若しくは身体の保護を要する外国人」に改め、「依頼された者」の下に「、当該外国との連絡調整その他の当該輸送の実施に伴い必要となる措置をとらせるため当該輸送の職務に従事する自衛官に同行させる必要があると認められる者又は当該邦人若しくは当該外国人の家族その他の関係者で当該邦人若しくは当該外国人に早期に面会させ、若しくは同行させることが適当であると認められる者」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項の輸送は、前項に規定する航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両（当該輸送のために借り受けて使用するものを含む。第九十四条の五において同じ。）により行うことができる。

第九十四条の五中「に規定する外国」を「の規定により外国の領域」に、「若しくは船舶」を「、船舶若しくは車両」に、「又はその保護」を「、輸送対象者（当該自衛官の管理」に、「若しくは外国人を」を「又は同項後段の規定により同乗させる者をいう。以下この条において同じ。）を」に改め、「経路」の下に「、輸送対象者が当該航空機、船舶若しくは車両に乗り込むために待機している場所又は輸送経路の状況の確認その他の当該車両の所在する場所を離れて行う当該車両による輸送の実施に必要な業務が行われる場所」を加え、「当該邦人若しくは外国人」を「輸送対象者その他の職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（自衛隊法等の一部を改正する法律の一部改正）

2　自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち自衛隊法第三十三条の改正規定中「第三十三条中」の下に「「防衛大学校の」を削り、「の教育訓練を受けている者をいう。）、防衛医科大学校の学生（同法」を「又は」に改め、」を加え、「加える」を「加え、「）、生徒」を「第九十八条第一項を除き、以下同じ。）、生徒」に改める」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第四十八条第一項中「防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練若しくは同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者（以下この条、第五十条、第五十八条の二、第五十八条第二項、第九十六条第一項及び第九十九条第一項において「学生」という。）」を「学生」に改める。

附則第一条第三号中「第三十三条の改正規定」の下に「、同法第四十八条第一項の改正規定」を加え、同条第六号を削る。

附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

附則第四条を削る。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三